

# 大阪市ビル火災を受けて実施した緊急特別検査の実施結果

令和4年2月3日 千葉市消防局予防部予防課

千葉市消防局では、令和3年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災を受け、類似する建物に対して緊急特別検査を実施しましたので、その結果を以下のとおりご紹介します。

## 1 実施期間

令和3年12月20日（月）から令和4年1月28日（金）まで

## 2 検査実施対象

消防法施行規則第23条第4項第7号へに規定する特定一階段等防火対象物<sup>※1</sup> 計 214棟<sup>※2</sup>

※1 地階又は3階以上の階に不特定多数の方が利用する店舗等（飲食店や診療所等）が入居し、屋外階段がなく、屋内階段が1カ所しか設けられていない建物。

※2 令和3年12月時点で把握していた300棟に対して現地確認その他電話等による確認を行った結果、テナントの入れ替えや退去などにより特定一階段等防火対象物に該当しないことが確認された建物が86棟あったため、千葉市内の特定一階段等防火対象物の数は計214棟となり、その全てに対して緊急特別検査を実施したものの。

## 3 検査項目

### (1) 避難施設の維持管理状況

避難施設において避難障害（階段等に避難の支障となる物品や火災の延焼拡大の要因となる可燃物等が存置されている状態）がないかどうか確認した。

### (2) 防火施設の維持管理状況

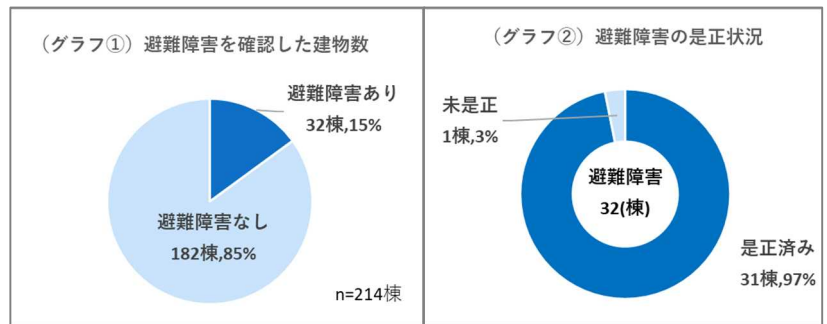
階段室に炎や煙の侵入を防止する防火戸・防火シャッターに閉鎖障害（ドアストッパーや物品の存置等により完全に閉鎖しない状態）や動作不良（設備の故障や経年劣化等により完全に閉鎖しない状態）がないかどうか確認した。

## 4 検査結果

### (1) 避難施設の維持管理に係る違反状況

グラフ①・②のとおり、検査を実施した214棟のうち、32棟に避難障害が認められ、31棟の是正が完了しています。なお、違反が是正されていない1棟については、新型コロナウイルスの影響により建物全体が休業中であり、営業再開までには是正が完了する見込みです。

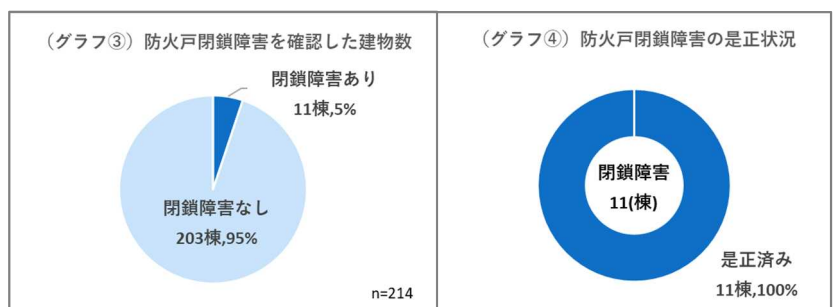
また、指定の期限までには是正が完了しなかった建物の関係者に対して消防法第5条の3に基づく物品の除去命令を発令し、令和4年1月31日に是正しました。（中央区1棟）



### (2) 防火施設の維持管理に係る違反状況

#### ア 閉鎖障害（ドアストッパーや物品の存置等により完全に閉鎖しない状態）

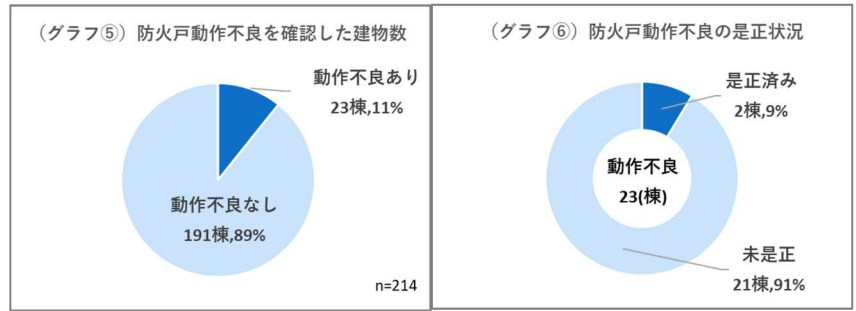
グラフ③・④のとおり、検査を実施した214棟のうち、11棟に防火戸などの閉鎖障害が認められ、全て是正が完了しています。



## イ 動作不良（設備の故障や経年劣化等により完全に閉鎖しない状態）

グラフ⑤・⑥のとおり、検査を実施した 214 棟のうち、23 棟に防火戸などの動作不良が認められ、2 棟の是正が完了しています。

この違反は、防火戸や防火シャッター自体の故障等であり、改修に一定の期間を要するため、建築関係法令を所管する都市局関係課と協力し、継続的な指導を実施していきます。



## 5 各区の違反状況と傾向

### (1) 各区の違反状況

階段等における避難障害が確認された建物は中央区が 25 棟と最も多く、次いで若葉区が 4 棟でした。また、花見川区と緑区では避難障害が確認された建物はありませんでした。(グラフ⑦参照)

防火戸の閉鎖障害が確認された建物は中央区が 7 棟と最も多く、次いで美浜区が 2 棟でした。また、花見川区と緑区では閉鎖障害が確認された建物はありませんでした。(グラフ⑧参照)

防火戸の動作不良が確認された建物は中央区が 20 棟と最も多く、次いで稲毛区、緑区、美浜区で 1 棟ずつでした。また、花見川区と若葉区では動作不良が確認された建物はありませんでした。(グラフ⑨参照)

### (2) 違反の傾向

検査対象の特定一階段等防火対象物が多い中央区の中では、富士見や栄町など、いわゆる繁華街の建物で違反が多い傾向でした。(富士見：9 棟、栄町：21 棟※<sup>3</sup>)

これらの地区には、建築年数が古い建物やいわゆる雑居ビルが多いため、老朽化による防火戸の不良や階段に物が置かれてしまう違反が生じやすい傾向があります。

※<sup>3</sup> 違反の重複あり。

